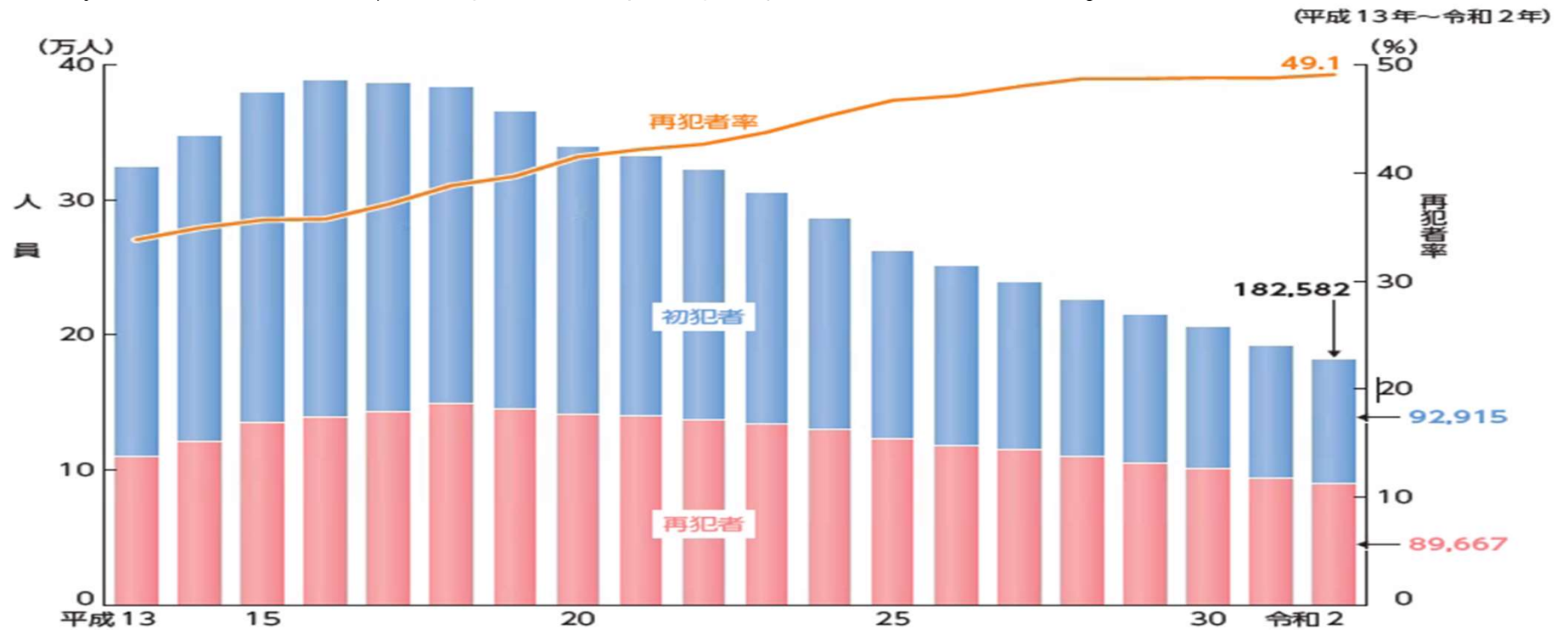


(仮称) 千葉市再犯防止推進計画の策定方針 (案) について

千葉市保健福祉局健康福祉部地域福祉課

1 (仮称) 千葉市再犯防止推進計画策定の趣旨①

(1) 全国の刑法犯の認知件数は年々減少傾向にある一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人数も減少し続けていることから、令和2年の検挙者に占める再犯者の割合が49.1%となり、昭和47年以降最も高くなった。



出典：令和3年版犯罪白書

1 (仮称) 千葉市再犯防止推進計画策定の趣旨②

- (2) 平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が制定、施行。
- (3) 再犯の防止等に関する施策を策定し、実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることが規定された。
- (4) 千葉県においては、平成30年度～令和2年度に実施した千葉県再犯防止推進モデル事業にて、「千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた方針」を策定。令和3年度に千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた協議会を設置し、令和4年1月に「千葉県再犯防止推進計画」が公表された。
- (5) このような状況を踏まえ、本市においても犯罪をした者等の再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援等を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要がある、市民に身近な行政機関として再犯防止に関する取組みを総合的・計画的に推進するため、本市における地方再犯防止推進計画を策定することとした。

2 千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会について

(仮称) 千葉県再犯防止推進計画を策定するため、千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会を置く。

<所管事務>

- (1) 千葉県再犯防止推進計画の策定に関すること
- (2) その他、連絡協議会の目的達成のため必要な事項

【構成団体】

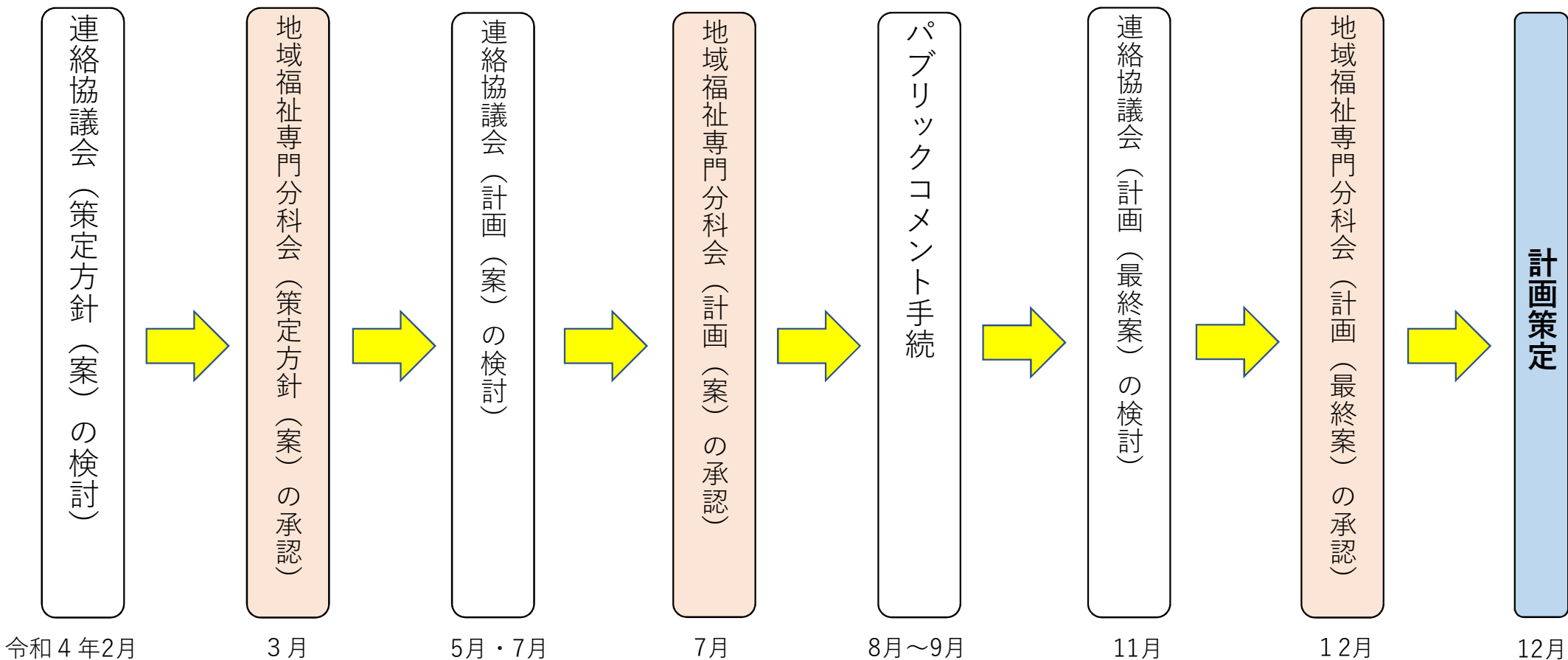
- ・ 千葉県帰性会
- ・ 千葉県保護司会連絡協議会
- ・ 千葉県更生保護女性会連絡協議会
- ・ 千葉県弁護士会
- ・ 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
- ・ 千葉県地域生活定着支援センター
- ・ 千葉県社会福祉協議会
- ・ 千葉保護観察所
- ・ 千葉地方検察庁
- ・ 東京矯正管区
- ・ 千葉少年鑑別所
- ・ 八街少年院
- ・ 千葉刑務所
- ・ 千葉公共職業安定所
- ・ 千葉県警察本部
- ・ 地域福祉課 (事務局)

3 計画の策定体制①

- (1) 千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会
計画策定の協議の場として、刑事司法機関や民間団体を中心とした協議会を設置する。なお、事務局は千葉県保健福祉局健康福祉部地域福祉課が担う。
- (2) 千葉県社会福祉審議会地域福祉専門分科会（附属機関）
上記協議会による協議やパブリックコメントの実施等、必要な手続きを経たうえで、策定方針（案）及び計画（案）について、分科会に諮り承認を得る。
- (3) パブリックコメント手続
計画（案）を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見に対する市の考え方を検討し、必要に応じて修正等を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する。

3 計画の策定体制②

【策定までのイメージ】



4 計画の位置づけ

- (1) 再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定する。
- (2) 再犯の防止等を目的としている取組のほか、従前から市民に提供している各種サービスや事業等で、再犯の防止等に資する取組について掲載する。
- (3) 本計画は、令和5年度の策定に向け現在策定中である「（仮称）千葉市基本計画」との整合を図るとともに、市民と行政が連携・協働して地域で支え合う仕組みづくりを推進する「支え合いのまち千葉 推進計画（千葉市地域福祉計画）」をはじめ、地域防犯等に関する取り組みを推進する「千葉市地域防犯計画」など、関連する他の分野別計画との連携を図る。

5 計画期間

令和4年度から令和8年度まで

※国の動向（国の次期計画期間：令和5年度～）や本計画に基づく施策の進捗状況を踏まえた上で、計画を策定予定。

6 計画の基本方針

- 再犯防止推進法第3条に規定されている基本理念のもと、本市における基本方針を定める。
- (1) 犯罪をした者等も地域社会の一員として孤立することなく、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、市民に身近な行政機関として、再犯の防止等に関する取り組みを推進する。
 - (2) 国・県等の関係機関や民間の団体等との緊密な連携協力を確保し、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組む。
 - (3) 国・県等との適切な役割分担を踏まえて、必要な支援を切れ目なく実施することにより、再犯の防止につなげる。
 - (4) 再犯の防止等に関する取組は、犯罪被害者等の存在を十分に認識して行う。

7 計画の対象者

再犯防止推進法第2条第1項の規定に基づき「犯罪をした者等（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいう。）」とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている人や保護観察対象者、満期釈放者のほか、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含むものとする。

※再犯防止推進法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

8 計画の掲載内容①（再犯防止を取り巻く状況について）

再犯防止を取り巻く状況

(1) 犯罪の発生状況

ア 刑法犯の認知件数、検挙件数の推移

イ 刑法犯の検挙者中の再犯者数、再犯者率の推移

(2) 犯罪をした人の処遇について（刑事司法手続のフロー図を掲載）

(3) 刑務所等の出所時の状況における動向

（保護観察終了時の無職の人の数・割合、刑務所出所時に帰住先が無い人の数・割合）

(4) 高齢者の再犯を取り巻く状況（刑法犯検挙人数に占める高齢者の割合）

(5) 薬物犯罪を取り巻く状況（薬物事犯者における検挙者の数・割合）

(6) 少年等を取り巻く犯罪等の状況（刑法犯少年の検挙者数、再犯者数・再犯者率）

(7) 更生保護にかかわる人たちを取り巻く状況

（保護司数・保護司充足率・“社会を明るくする運動”行事参加人数・協力雇用主数）

(8) 再犯防止にかかる市民の意識調査

8 計画の掲載内容②（再犯防止にかかる施策の展開）

施策の展開

- (1) 就労・住居の確保等のための取組
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- (3) 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- (4) 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組
- (5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
- (6) 国・民間団体等との連携強化等

9 計画の目標

計画の目標設定や成果指標については、千葉県や策定済みである他市の状況を参考にしつつ、協議会の中で議論を深めながら計画の目標について検討していく。

10 計画策定後の推進体制

- (1) 千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、計画に記載されている再犯防止推進施策の進捗状況について報告するとともに、総合的な評価を行う。
- (2) 再犯防止にかかる推進体制及び連携の強化のため、千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会の委員を中心とした関係団体で構成された会議体を設置し、ネットワークの構築及び計画の進捗状況における意見交換などを行う。